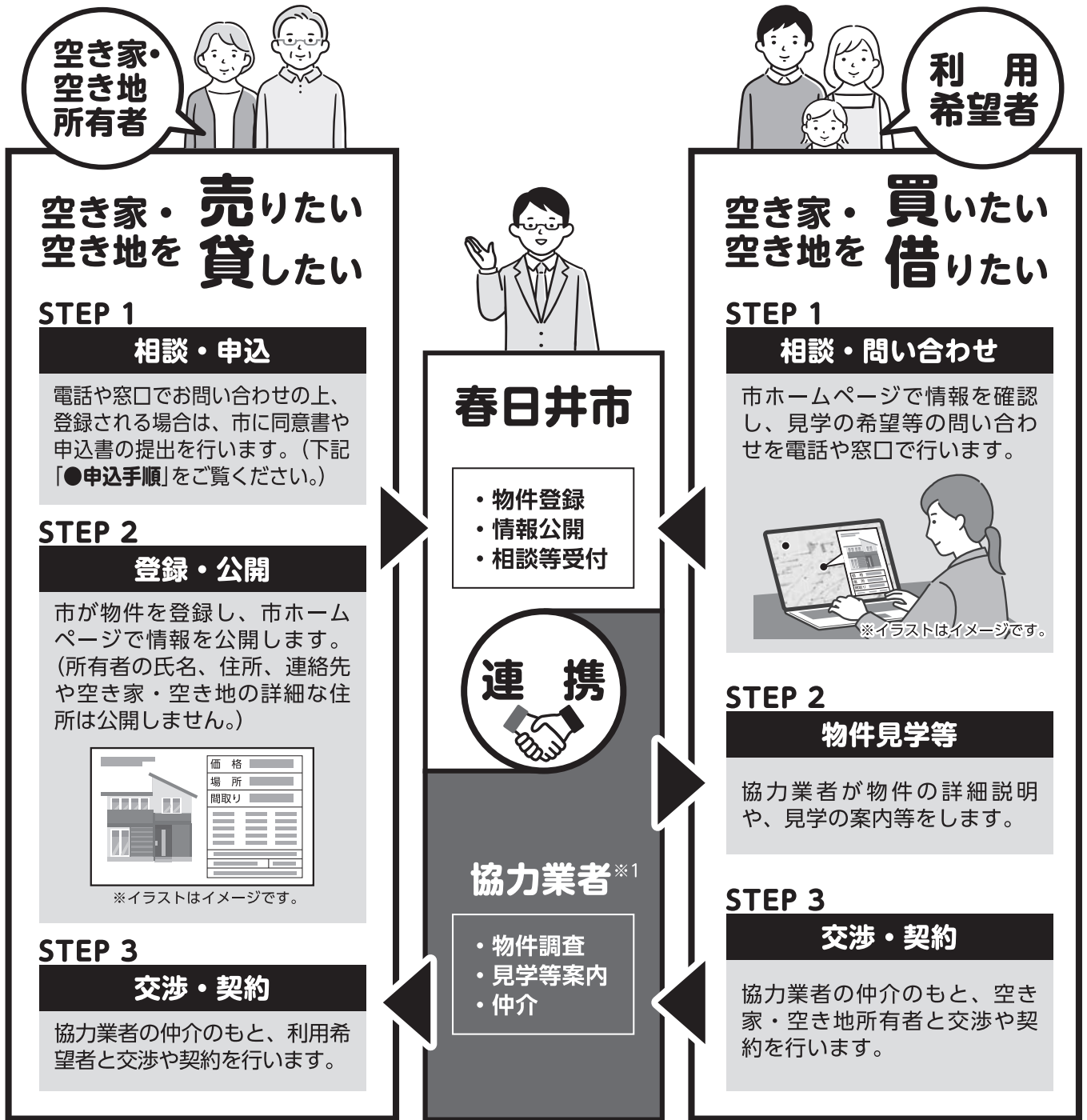


●空き家・空き地バンクの登録と利用の流れ



※1 市と空き家に関する連携協定を締結する団体が指定する不動産業者

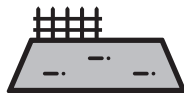
●登録できる空き家(すべて満たすもの)

- ・春日井市内にある戸建て空き家、または、分譲マンション等の空き室
- ・床面積の半分以上が、居間や寝室などの居住用になっている空き家、または、空き室(店舗や倉庫は対象ではありません。)



●登録できる空き地

- ・春日井市内にある建物がない土地



☆登録には、不動産の売買等のために協力業者へ仲介を依頼する契約(媒介契約)が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

●申込手順

- 1 市がご意向をお聞きし、連携する団体を通じて協力業者を紹介します。
- 2 必要な物件情報を協力業者へ提供するための同意書を市に提出してください。
- 3 協力業者と媒介契約を締結し、登録申込書を市に提出してください。
- 4 市が空き家・空き地情報をバンクに登録します。(利用希望者が閲覧可能となります。)

